

第6次吉川市総合振興計画 前期基本計画（原案）に関する

パブリック・コメント用資料

～みなさんのご意見をお寄せください～

1 はじめに

吉川市は、平成24年3月に「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」を将来都市像とする「第5次吉川市総合振興計画」を策定し、将来都市像の実現に向けて、これまでまちづくりを進めてきました。この計画が令和3年度で終了することに伴い、令和4年度を初年度とする第6次吉川市総合振興計画を策定しています。

第6次吉川市総合振興計画は、令和4年度を初年度、令和13年度を目標年次とする10年計画として、計画期間においてめざす市の将来都市像やまちづくりの目標を示す10年間の「基本構想」、基本構想が示す将来都市像の実現に向けた施策の枠組みと施策の達成目標を示す5年間の「基本計画」、基本計画を受けて行う事務事業の内容を示す3年間の「実施計画」で構成します。

第6次総合振興計画のうち、計画の大きなビジョンを示す「基本構想（案）」については、令和3年6月にパブリック・コメントを終え、貴重なご意見を頂戴いたしました。

このたびは、基本構想の実現に向けた具体的な取組や達成目標などを示す「前期基本計画」について、その原案をお知らせしますので、みなさまのご意見をお寄せください。

2 意見募集概要

(1) 意見募集の期間

令和3年11月18日（木）から令和3年12月17日（金）まで
郵送の場合は、12月17日の消印まで有効

(2) 意見の提出方法

意見、氏名、住所を明記のうえ、次のいずれかの方法によりご提出ください。

□持参・郵送

〒342-8501 吉川市役所 政策室（市役所2階）

□意見提出箱への投函

政策室、市役所1階市政情報コーナー、中央公民館、おあしす、駅前市民サービスセンター、旭地区センター、東部地区公民館、総合体育館、平沼地区公民館、美南地区公民館

□ファクシミリ 048-981-5392

□Eメール seisaku2@city.yoshikawa.saitama.jp

件名は「基本計画パブリック・コメント」としてください。

(3) 意見の公表

いただいたご意見の内容とそれに対する市の考え方と対応につきましては、令和4年2月頃を目途に市のホームページで公表します。

(4) ご注意いただくこと

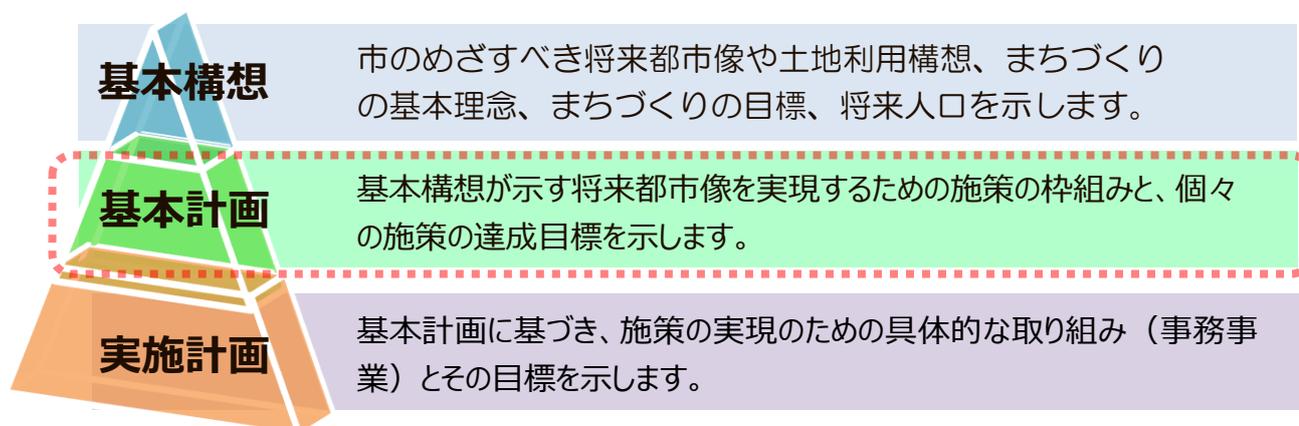
- ・電話や口頭でのご意見の提出はお受けできません。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしません。
- ・ご意見内容を公表する際には、個人情報とは公開いたしません。
- ・個人情報につきましては、提出されたご意見の内容を確認する場合に使用いたします。また、個人情報は吉川市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

(5) お問い合わせ

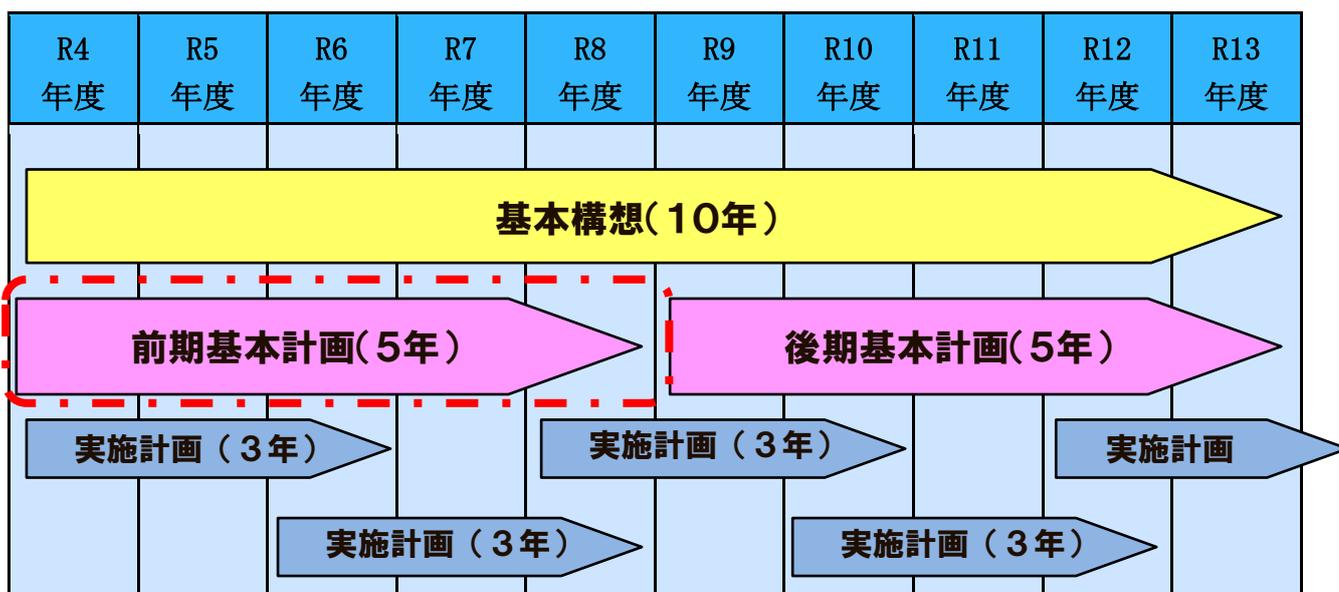
吉川市役所 政策室 企画担当 TEL 048-982-9445

3 主な内容

1 計画の構成と期間



今回は、総合振興計画の「基本構想」に基づく、具体的な取組や達成目標を示す『基本計画』について、パブリック・コメントを実施しています。



2 第6次総合振興計画 前期基本計画（原案）

本市の将来都市像「幸せつながる みんなのまち よしかわ」を実現するため、前期基本計画（原案）の施策体系は以下のとおりとなっています。

なお、第5章パートナーシップ部門は、第1章～第4章のすべての部門に関連し、横断的な取組を進めます。

施策体系イメージ図



まちづくりの目標	施策名		施策の展開
第1章 人を育むまちづくり (こども・学び部門)	第1節	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実	(1) きめ細かな妊娠・出産・子育て支援 (2) 子どもの健やかな成長の支援 (3) 配慮が必要な子ども・家庭への支援 (4) 若者支援
	第2節	安心して子育てできる環境の充実	(1) 地域で子育てを支える体制づくり (2) 子育て環境の充実
	第3節	家庭と地域の教育力の向上	(1) 家庭教育学級の充実 (2) 地域の教育力の活用 (3) 地域と学校の連携・協力
	第4節	未来を切り拓く力を培う学校教育の充実	(1) 確かな学力の育成 (2) 健やかな心と身体の成長 (3) 非認知能力の育成 (4) 地域と歩む学校づくり (5) 教育環境と学校施設の整備 (6) 教職員の指導力の向上 (7) 進学機会の確保
	第5節	青少年健全育成の充実	(1) 教育相談活動の充実 (2) いじめや不登校の早期対応・解消 (3) 健全育成活動の充実 (4) 非行防止活動の充実
	第6節	生涯学べる環境づくり	(1) 学びの機会の拡充 (2) 市民参加による事業の推進 (3) 学びに関する情報の提供 (4) 学習内容の充実 (5) 生涯学習施設の整備充実 (6) 人材情報の活用と充実 (7) 団体の育成・支援
	第7節	文化芸術でつながるまちづくり	(1) 文化財の保護・保存 (2) 歴史資料の収集・調査・保存・活用 (3) 文化財愛護活動の推進 (4) 文化芸術活動の促進 (5) 施設の整備充実 (6) 多様な分野での文化芸術活動の活用

まちづくりの目標	施策名		施策の展開
第2章 支え合う健やかな まちづくり (健康・福祉部門)	第1節	共に支え合う地域福祉の推進	(1) 支援体制の構築 (2) 地域福祉活動の支援 (3) 福祉意識の醸成
	第2節	いきいき暮らせる高齢者福祉の推進	(1) 高齢者の社会参加の促進 (2) 地域の支え合いの向上 (3) 高齢者の日常生活の支援 (4) 介護予防の充実 (5) 介護保険事業の充実
	第3節	互いに尊重し合う障がい福祉の推進	(1) 障がい者の社会参加の促進 (2) 地域の支え合いの向上 (3) 障がい者の地域生活の支援 (4) 適切な保健・医療と療育の提供
	第4節	市民に寄り添う自立支援と社会保障	(1) 生活保護制度の適正な運用 (2) 生活困窮者自立支援事業の充実 (3) 国民健康保険給付の適正化 (4) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の健全な運営 (5) 国民年金の制度周知
	第5節	地域医療体制の充実	(1) 医療情報の発信 (2) 救急医療体制の充実 (3) 在宅医療の推進
	第6節	生涯を通じた健康づくりの推進	(1) 生活習慣病予防の推進 (2) 感染症予防の推進 (3) 食育の推進 (4) 歯科口腔保健の推進
	第7節	スポーツでつながるまちづくり	(1) 健康・体力づくりの推進 (2) スポーツ・レクリエーション活動の支援 (3) スポーツ環境の整備 (4) 多様な分野でのスポーツの活用

まちづくりの目標	施策名		施策の展開
第3章 安心と賑わいの まちづくり (生活・産業部門)	第1節	みんなで備える防災・減災の推進	(1) 危機管理体制の充実 (2) 防災・減災施設等の充実 (3) 地域における減災力の向上 (4) 災害に対する市民意識の向上
	第2節	みんなで守る防犯と交通安全の推進	(1) 防犯体制の充実 (2) 交通安全意識の高揚 (3) 道路交通環境の整備
	第3節	安心して暮らせる消防・救急体制の強化	(1) 消防組織体制の充実 (2) 防火対策の推進 (3) 救急・救助体制の充実
	第4節	消費者の安全・安心の確保	(1) 消費者被害の防止 (2) 消費者団体の活動支援
	第5節	魅力ある農業の振興	(1) 農業経営の活性化 (2) 農業・農産物のPR (3) 農業拠点施設整備の推進 (4) 生産基盤の整備
	第6節	賑わいある商業の振興	(1) 経営の安定化 (2) 消費拡大・販路拡大につながる情報発信
	第7節	活力ある工業の振興	(1) 経営の安定化 (2) 工業地整備の推進 (3) 企業の立地推進
	第8節	誰もが働きやすい環境づくり	(1) 就労機会の拡大 (2) 勤労者福利厚生の実施
	第9節	シティプロモーションの推進	(1) 魅力の再確認と発掘 (2) 新たな魅力の創出 (3) 観光事業の実施 (4) 戦略的なシティプロモーション活動の推進

まちづくりの目標	施策名		施策の展開
第4章 快適で持続可能な まちづくり (都市・環境部門)	第1節	環境にやさしいまちづくり	(1) 地球環境の保全
			(2) 資源循環型社会の推進
			(3) 自然環境の保全
			(4) 快適な生活環境の保全
			(5) 環境配慮意識の醸成
	第2節	健全な水環境の保全	(1) 水環境保全の推進
			(2) 下水道事業の管理運営
			(3) 浄化槽の適正管理の推進
			(4) 農業集落排水事業の管理運営
	第3節	調和のとれた都市づくりの推進	(1) 計画的な土地利用の推進
			(2) 吉川美南駅周辺地域の整備
			(3) 良好な住環境の維持・向上
			(4) 魅力的な地域景観の形成
			(5) 公的住宅等の供給促進
	第4節	安らぎとうるおいのあるみどりと公園の整備	(1) 公園の適切な維持管理
			(2) 公園の整備と利活用
			(3) 緑化の推進とみどりの保全
			(4) 水辺空間の充実
	第5節	暮らしを支える上水道の充実	(1) 水道施設の整備
			(2) 水の安定供給
			(3) 水質管理の充実
	第6節	災害に強い都市の整備	(1) 建築物等の安全性の確保
			(2) 公共インフラ設備の耐震化の推進
			(3) 河川の整備
			(4) 雨水処理施設の整備
			(5) 雨水処理施設管理の充実
	第7節	快適な道路環境の充実	(1) 幹線道路の整備
			(2) 生活道路の整備
(3) 道路の維持管理の充実			
第8節	持続可能な公共交通の充実	(1) 市内公共交通の充実	
		(2) 都市間交通の充実	
		(3) 交通利便性の向上	

まちづくりの目標	施策名		施策の展開
第5章 パートナーシップ によるまちづくり (パートナーシップ部門)	第1節	平和で互いを認め合う人権尊重の社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平和意識の高揚 (2) 人権に関する理解の促進 (3) 市民相談の充実 (4) 多様性を認め合う社会づくりとジェンダー平等の推進
	第2節	コミュニティ活動と市民参画・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会活動の支援 (2) 地域による地域課題解決の推進 (3) コミュニティ活動・市民活動の支援 (4) 多文化共生の推進 (5) 市民参画の推進 (6) 多様な主体との協働の推進
	第3節	市民と行政の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> (1) 積極的な情報の提供 (2) 広報の充実 (3) 情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用
	第4節	人に優しいDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民生活におけるデジタル化の支援 (2) 行政のデジタル化の推進
	第5節	都市間連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国際交流の充実 (2) 国内交流の充実 (3) 広域連携の充実
	第6節	効果的・効率的な行政運営	<ul style="list-style-type: none"> (1) 行政運営マネジメントの推進 (2) 行財政改革の推進 (3) 地方分権の推進 (4) 組織体制の整備 (5) 人事管理の充実
	第7節	持続可能な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> (1) 計画的な財政運営 (2) 財源の確保 (3) 公有財産マネジメントの推進

3 第6次総合振興計画 基本構想（案）【参考】

第1節 将来都市像

吉川市にかかわるすべての方と、共にめざす10年後の吉川市の将来都市像を次のとおり定めます。

幸せつながる みんなのまち よしかわ

みどり豊かな自然が感じられる快適な住環境。

活気ある地域産業と先人たちが築いてきた歴史や文化。

人と人が認め合い、支え合う、健康で笑顔あふれる暮らし。

そこで生まれる幸せが家族や地域に広がり、共に世代を超えて未来につなぐ。

そうしたまちを、私たちはめざします。

第2節 まちづくりの基本理念

将来都市像の実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 幸福実感を高める

まちづくりの最大の目標は、市民一人ひとりが幸せを実感できることです。誰一人取り残すことのない、笑顔あふれるまちづくりを進めます。

(2) 共に生き、共に創る

吉川市にかかわるすべての人々が、お互いを認め合い、支え合う中で、それぞれのアイデアや力を出し合いながら、共にまちづくりを進めます。

(3) 誇れるまちを未来へ

先人たちが築いてきた歴史、文化、まちの特色を大切に磨き、さらに新たな魅力を発見・創造し、まちの価値を高めるとともに、持続可能なまちづくりを進めることにより、誇れるまちを未来へつなげていきます。

第3節 まちづくりの基本理念

将来都市像の実現に向けて、まちづくりの5つの分野の方向性を定め、各分野における取組の方針を示します。

1 人を育むまちづくり（こども・学び部門）

私たちは、「子どもから大人まで、いつまでも成長できるまち」をめざします。

未来を担うすべての子どもや若者が、豊かな心や未来を切り拓く力を身に付け、健やかに成長できるまちづくりをめざします。

家庭・地域・学校・行政が一体となって、多様化する子育てニーズに応える切れ目のない支援や子どもを育む環境づくりを進め、笑顔で子育てできるまちづくりをめざします。

豊かに学び続けることができる環境の充実や、文化芸術活動を通じた様々な分野との連携により、生涯にわたり成長できるまちづくりをめざします。

2 支え合う健やかなまちづくり（健康・福祉部門）

私たちは、「共に支え合い、健やかに暮らせるまち」をめざします。

ライフステージや障がいの有無などに関わらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域で支え合う共生のまちづくりをめざします。

地域の様々な役割を担う関係者と行政との密接な連携や、保健・医療・福祉の充実により、世帯が抱える様々な課題に包括的な対応ができるまちづくりをめざします。

スポーツに親しむ機会や、心と身体の健康づくりなどを通じて、人と人がつながり、心豊かで健やかに暮らせるまちづくりをめざします。

3 安心と賑わいのまちづくり（生活・産業部門）

私たちは、「安全で安心な、活気と魅力あふれるまち」をめざします。

「自助・共助・公助」の力が最大限に発揮され、災害などに強く柔軟な対応力を備えたまちづくりをめざします。

市民・地域・行政・関係機関との連携によって、暮らしの安全を高め、事故や犯罪などのない安心して暮らせるまちづくりをめざします。

自分らしく安心して働ける環境づくりと、地域特性を活かした産業振興により、地域の元気を創出し、活気と魅力あふれるまちづくりをめざします。

4 快適で持続可能なまちづくり（都市・環境部門）

私たちは、「自然と共生する、快適で住みよいまち」をめざします。

市民や団体、企業などがあらゆる活動の中で、環境に配慮した取組を行うとともに、豊かな水と緑に恵まれた自然環境を保全し、自然と共生した持続可能なまちづくりをめざします。

計画的な土地利用と強靱な都市基盤の整備を進め、快適で安心して暮らし続けられるまちづくりをめざします。

多様化する移動のニーズを捉えながら、道路環境や交通ネットワークの充実を図り、安全で利便性の高いまちづくりをめざします。

5 パートナーシップによるまちづくり（パートナーシップ部門）

私たちは、「多様性を認め合い、パートナーシップで共に創るまち」をめざします。

性別、年齢、国籍、価値観などに関わらず、誰もが互いに多様性を認め、支え合い、尊重されるまちづくりをめざします。

市民、地域コミュニティ、NPO、企業や行政など、吉川市に関わる様々な人々が、対話と協力の中で共に創り上げる、パートナーシップによる開かれたまちづくりをめざします。

市民などとの協働のもとに、多様化・複雑化する市民ニーズや、社会経済情勢の変化を捉えながら、効果的かつ効率的な行政運営によるまちづくりをめざします。

計画の基本フレーム

第1節 将来人口

日本の総人口が減少傾向にある中、本市においては、計画的な土地区画整理事業などにより人口増加を続けていますが、本計画期間内に人口増加のピークを迎え、その後減少に転じることが見込まれます。

本計画の推進により各施策を効果的に展開し、人口増加のピークの先延ばしやその後の減少の緩和を図り、計画期間が満了となる令和13年の目標として将来人口を **77,000人**と設定します。

第2節 将来都市構想

本市がめざす将来都市構想は、空間構成要素である、面(土地利用)、点(拠点)、線(都市軸)の3つの視点で示します。

(1) 面「土地利用」の構想

土地利用構想は、市の持続可能なまちの実現をめざすため、市全域に土地利用地域を設定し、地域ごとの土地利用に関する基本的な方針を示します。

① 住宅系地域

地区の状況に応じ、適正かつきめ細かな土地利用を誘導するとともに、都市基盤施設の整備充実を図り、災害に強く快適な住環境を有する住宅地を形成します。

② 商業系地域

商業・業務施設、医療・福祉・子育て支援施設、行政施設、教育・文化施設など多様な都市機能の集積を図り、市民生活を支える魅力ある商業地を形成します。

③ 工業系地域

生産・就業環境の維持向上と就業の場の確保を図り、周辺環境に配慮した活力ある工業地を形成します。

④ 農地及び集落地域

集落地における生活環境の向上と地域コミュニティの維持を図るとともに、多面的な機能を有する農地の保全・活用を図り、緑豊かな田園環境を有する農地及び集落地域を形成します。

⑤ 産業系まちづくり地域

高速道路インターチェンジ付近の広域的な交通利便性の高い地域は、周辺環境に配慮した新たな工業地の整備や農業施設、観光レクリエーション施設の整備など多様な産業の誘導を図り、農地及び集落地と産業が調和するまちづくりをめざします。

⑥ 複合系まちづくり地域

吉川駅及び吉川美南駅付近に広がる交通利便性の高い地域は、教育・文化施設や医療・福祉・子育て支援施設、防災施設、レクリエーション施設、産業振興施設など、都市機能の充実に向けた複合的なまちづくりをめざします。

⑦ 水辺レクリエーション地域

自然環境を保全しつつ、河川敷におけるスポーツ施設や憩いの場の整備を図り、自然とふれあうことのできる水辺空間を形成します。

(2) 点「拠点」の構想

拠点構想は、本市の持続可能な発展と価値を高めるため、地域の特色を活かした多様な拠点を設定します。

① にぎわい交流拠点

吉川駅及び吉川美南駅を中心とするエリアは、市の玄関口として多様な都市機能が充実した多くの人々が集う、にぎわいと交流の場を創出する拠点とします。

② 工業振興拠点

東埼玉テクノポリスとその周辺エリアは、工業生産機能や流通業務機能などを集積する工業の振興を図る拠点とします。

③ 産業振興拠点

三郷料金所スマートインターチェンジ周辺エリアは、工業生産機能や流通業務機能のほか、農業振興機能や農業交流機能などを誘導する多様な産業の振興を図る拠点とします。

④ 農業交流拠点

市民農園を中心とするエリアは、農業とのふれあいの場や生産者と消費者の交流の場を創出する拠点とします。

⑤ コミュニティ交流拠点

市役所及び市民交流センターおあしすを中心とするエリアは、市民・地域・行政の交流を深める中枢的な拠点とします。

⑥ 水辺交流拠点

江戸川や中川の河川敷などは、スポーツなどを通じた交流の場や水辺を生かした憩いの場を創出する拠点とします。

(3) 線「都市軸」の構想

都市軸構想は、交通利便性の向上を図るとともに、市内各拠点や公共施設等へのネットワークの強化を図るため、広域的な都市間の移動を支える「都市間軸」と、円滑な都市内の移動を支える「都市内軸」で形成します。また、本市の特色である河川を生物等の移動も支える「水と緑の中心軸」とします。

① 都市間軸

広域幹線道路である東埼玉道路、常磐自動車道及び本市を東西南北に縦・横断し、隣接市町へも連絡する主要幹線道路を「都市間軸」とします。また、JR武蔵野線についても「都市間軸」としてとらえます。

② 都市内軸

上記の都市間軸と連携しつつ、鉄道駅や市内各拠点、公共施設等へのアクセスを強化する幹線道路を「都市内軸」とします。

③ 水と緑の中心軸

良好な自然環境の水と緑が連なり、生物多様性が保全されるとともに、まちにうるおいを与え、市民の憩いの場となる江戸川や中川などの河川を「水と緑の中心軸」とします。

■将来都市構想図

